

仕様書

1 件名

令和 7 年度名古屋市広報テレビ番組「特別番組（(仮) 今、地震が起きたらあなたは どうする)」の制作及び放送業務委託

2 内容

地上デジタルテレビ等で放送・配信を行う番組映像等の制作及び地上デジタルテレビでの放送業務を委託するもの

3 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日（火）

4 映像等制作

(1) 制作内容

ア 3 分程度の番組映像 4 パターンを目安とする

イ 4 (1) アを一本の映像にまとめた総集編

ウ 4 (1) ア、イの各映像の告知映像 (15 秒程度)

エ 4 (1) ア、イの各映像の告知画像

(2) 番組趣旨

名古屋市では、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念され、甚大な被害が想定されている。南海トラフ地震は今後 30 年以内に 80% 程度という極めて高い確率で発生すると言われている。

令和 6 年 8 月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されてから間もなく 1 年が経過する中で、今後発生しうる地震への備えを認識することは極めて重要であると考えます。

「今、地震が起きたらどうするか」という観点から災害への備えや避難方法などを自分ごととして考える“きっかけ”となる番組を制作するもの。パターンごとに高齢者や乳幼児がいる場合などターゲットを明確にし、4 パターンをまとめた総集編は全市民に向けて製作、放映するもの。

(3) 番組内容等

ア 4 (1) ア、イについて

(ア) パターンごとにターゲットを定める。(例 パターン 1：介護が必要な高齢者がいる場合、パターン 2：乳幼児がいる場合など)

(イ) ターゲットが「(仮) 今、地震が起きたらあなたは どうする」を通して地震について学び、防災について考える“きっかけ”となるよう、興味関心を引き、心に残る番組を制作する。

(ウ) 「(仮) 今、地震が起きたらあなたは どうする」について、様々な角度、視

点から掘り下げる番組とする。

(エ) 多くのターゲットに届くように、影響力の高いリポーターやゲストなどの出演者を起用する。

イ 4 (1) ウについて

(ア) 番組の放送内容やその他収録した内容等を再編集し、番組全編の概要となる15秒程度の告知映像を4 (1) ア、イのパターンごとに制作すること。

(イ) MP4形式、8GB以下のデータで制作すること。

(ウ) 情報を絞ってだすことにより、ターゲットの好奇心を掻き立て、注目を高めるティザー動画及び番組放送後も動画を見てもらう仕掛けとして名古屋市公式YouTubeへとリンクする役割を果たすものとする。

ウ 4 (1) エについて

(ア) 名古屋市公式SNSにおいて、番組の告知として使用する画像を4 (1) ア、イのパターンごとに制作すること。

(イ) 各画像は、画像サイズ1080pixel×1350pixelで制作すること。

(ウ) 情報を絞ってだすことにより、ターゲットの好奇心を掻き立て、注目を高めるティザー画像及び番組放送後も動画を見てもらう仕掛けとして名古屋市公式YouTubeへとリンクする役割を果たすものとする。

(4) 制作にあたっての留意事項

ア 企画書・台本の作成に際しては、名古屋市が提示する要望に基づいて制作し、名古屋市の承認を受けること。

イ 番組の趣旨に照らして適当と考えられるリポーターやゲストなどの出演者を起用すること。(二次利用するための許可交渉業務を含む。)ただし、事前に名古屋市の承認を得ること。

ウ 人権や、男女平等参画の観点について十分に配慮すること。

エ 聴覚障害者へ配慮した字幕をつけること。

オ 撮影場所の選定・確保、ロケーションハンティング、ロケーション撮影、テロップ等の挿入及び、ナレーション収録は受託者の責任で行い、名古屋市が特に必要と認めた場合を除き、名古屋市は立ち会わないものとする。

カ 放送前に試写(プレビュー)を行い、名古屋市の承認を得ること。また、試写はテロップ等を入れた状態で行うこと。試写の結果により、再撮影・再編集・再録音を行うこと。また、再撮影等のために日程的余裕を十分に見込むこと。

キ 「名古屋市」の提供クレジットを市章とともに表示させること。

(5) 業務委託内容

ア 映像の企画立案

イ シナリオの作成

ウ 監督・演出

エ オリジナル映像の撮影、編集

オ 音楽、音声効果

カ オリジナル画像の制作

キ その他映像、画像制作に関する一切の業務

(6) 納入物(収録媒体)

制作映像については、電子データ(MP4)をメール等にて納入すること。加えて、電子データ(MP4)を電磁的記録媒体(DVD等)に記録したもの(2枚)を納品すること。
制作画像については、電子データ(JPEG)をメール等にて納入すること。また、出演者、ゲスト、楽曲等について別途権利処理を行い、利用許諾範囲に関し、名古屋市等が使用する際に支障のない状態で納品すること。

(7) 納入場所

名古屋市市長室広報課(名古屋市役所本庁舎4階)

5 番組放送

(1) 放送媒体及び放送回数

名古屋市内を放送エリアとする地上デジタルテレビ放送において、4(1)ア、イの映像をすべて放送すること。具体的な放送時間帯や放送回数は、ターゲットに効果的に届くような提案をすること。なお、4(1)ウの映像についても放送できる場合は別途提案すること。

(2) 放送期間

令和8年1月1日(木)～令和8年3月13日(金)

*期間内に、5(1)を放送すること

(3) 番組の宣伝について

多くのターゲットに番組を見てもらうために、番組の告知を行うこと。その際、インターネットやSNSなど、地上デジタルテレビ放送以外で別途可能な広告・宣伝方法があれば提案すること。

(例)・出演者の公式SNSと市公式SNSで(共同)投稿を行う。

・全パターン視聴した方に抽選でプレゼント。

・市公式SNSの投稿をリポストした方に抽選でプレゼントなど。

(4) 放送実績の報告

番組の放送後、放送した日時及び同番組の番組平均世帯視聴率、前四週平均世帯視聴率、終了時世帯視聴率、前四週終了時世帯視聴率及び番組視聴占拠率、並びに前後の番組の番組名、番組平均世帯視聴率、前四週終了時平均世帯視聴率及び、番組視聴占拠率を文書で報告すること。その他にも、広報効果が測定できるものがあれば、その都度文書で報告すること。

6 権利の帰属及び権利処理

(1) 著作権の帰属

成果物及び成果物のために収録された音声、映像素材及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定された各権利を含む。)は受託者に帰属し、委託者は受託者が許諾した

範囲及び期間でのみ使用できるものとする。

(2) 権利処理

ア 成果物に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び監督、脚本、出演者、カメラマン、アートディレクター、技術監督、実演家、レコード製作者その他成果物の制作に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行うこと。

イ 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

7 二次使用について

- (1) 受託者は6(1)の規定にかかわらず、成果物の利用について、市施設（市役所・区役所・支所等）内及び市の主催するイベント、名古屋市公式ウェブサイトや名古屋市公式YouTubeにおいて無償で放送後1年間の公開利用を承認すること。
- (2) 7(1)の利用範囲に限らず、市の主催するイベント等以外やその他のSNSにおいての利用が可能であれば、条件とともに提案すること。
- (3) 7(1)アの公開利用期間に限らず、放送後1年を超えての利用が可能であれば、条件とともに提案すること。
- (4) 委託期間に関わらず、今後、本成果物のために収録された音声、映像等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。なお、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

8 その他

- (1) 名古屋市の提供番組として制作すること。ただし、名古屋市以外の企業・団体等の協賛を受ける場合は、事前に名古屋市の承認を得ること。協賛団体については、「名古屋市広告掲載要綱」及び「名古屋市広告掲載基準」に準じ、当該要綱及び基準で認められた業種とすること。
- (2) 地震・災害等の緊急特別放送のため、当初予定されていた日時に急遽番組が放送できなくなった場合には、予定番組放送中止の旨の表示をテロップ等で視聴者に伝えるとともに、改めて放送日時について名古屋市と協議の上、同等の時間枠で速やかに決めること。
- (3) 震度5以上の地震等重大な災害が発生し、市が災害対策を優先する必要があると判断した場合、放送を中断し、災害警戒情報を放送すること。
- (4) 受託者は契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）または、不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにも関わらずこれを要求し、又はその要求の

方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。) を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が本条で規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (5) 受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、別記「情報取扱注意項目」・「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (6) 名古屋市公式SNSにおいて、番組制作過程を紹介する広報活動への協力を依頼した場合、可能な範囲で協力すること。
- (7) その他、本業務にあたり実施内容に疑義が生じた場合は、その都度、受託者と委託者で協議した上で業務を進めること。

【参考】 制作物別仕様一覧表

	ア：番組映像	イ：アの総集編	ウ：番組映像の告知映像	エ：番組映像の告知画像
制作数	4 本	1 本	5 本（ア、イの合計）	5 本（ア、イの合計）
長さ・大きさ	3 分程度	アを一本にまとめた長さ	15 秒程度 8GB 以下	1080pixel× 1350pixel
内容	今、地震が起きたらどうするか考えるきっかけとなる番組	今、地震が起きたらどうするか考えるきっかけとなる番組	ア、イの告知映像	ア、イの告知画像
ターゲット	パターンごとにターゲットを定める	全市民	ア：パターンごとにターゲットを定める イ：全市民	ア：パターンごとにターゲットを定める イ：全市民
納品形式	MP4	MP4	MP4	JPEG
地上デジタルテレビ放送	必須	必須	提案による	
権利	受託者	受託者	受託者	受託者
二次利用期間	放送後 1 年間（最低条件）	放送後 1 年間（最低条件）	提案による	提案による
二次利用可能範囲	市施設内 市主催イベント 市公式 YouTube （最低条件）	市施設内 市主催イベント 市公式 YouTube （最低条件）	提案による	提案による
二次利用想定媒体（※）	市公式 SNS （X・Instagram・Facebook 等）	市公式 SNS （X・Instagram・Facebook 等）	市公式 SNS （X・Instagram・Facebook 等）	市公式 SNS （X・Instagram・Facebook 等）

※権利上不可能な場合などは絶対条件ではありません。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）
、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）
、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）
その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という

。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。